令和８年度　第二創業促進事業業務委託　仕様書

１　件名

令和８年度　第二創業促進事業業務委託

２　目的

本事業では、県内の事業承継期を迎える多くの中小企業・小規模事業者が、単なる承継にとどまらず、新たな事業展開に挑戦する「第二創業」を促進していく。

後継者が先代から引き継いだ経営資源を活かして新規事業を創出することを後押しし、企業価値の向上と地域経済の活性化を図るため、新たな挑戦を始めるための環境づくりを行うことを目的とする。

３　背景

高い成長を目指す中小・スタートアップの企業は、概ね都市圏に集中し、地方においてスタートアップを目指すのは容易ではない。

イノベーションを起こす担い手は起業家だけでなく、家業持ちも含まれる。地域経済の新陳代謝の観点からも、地域に根ざした中小企業の後継者が行う新規事業・事業再構築（業態転換を含む）に注目が集まっている。

本県では、大都市圏に隣接した優位な立地条件の中で、既存の地域企業に技術、資本、設備、労働力が蓄積され、成長可能性を持つ企業も潜在化しているものと考えられる。新事業展開を図る場合、既存企業の経営資源や資金調達の信用力を活かすことで、低リスクで事業を開始できるため、既存企業からの新事業創出が有効である。

しかしながら、中小企業においては、経営者の高齢化と後継者難に加え、物価高騰や賃上げ等の影響により、収益が圧迫され、中小企業の中でも特に小規模事業者の休廃業増加が懸念されており、企業価値の向上や地域経済の活性化のためにも、事業転換や再構築による中長期的な成長を続けていくことが不可欠である。

後継者となる若手経営者の経営力向上に向けた支援と多様な経営者のコミュニティ形成に向けた支援を推進し、後継者が自社の経営資源を深く見つめ直し、事業の可能性を構想から実現まで一貫して磨き上げるなど、新たな挑戦を始めるための環境づくりを行っていく必要がある。

４　業務委託期間

委託契約締結日から令和９年３月 31 日（水）まで

５　業務内容

(1) 次世代経営者塾の企画・運営

項　目	内　容
業務内容	受託者は、県内の若手経営者等を対象に、リスキリングによる経営力向上に向けた支援を実施する。 また、単なる経営スキルの習得にとどまらず、第二創業に向けたマインドセットを行うとともに、受講者が自身の経営について考える時間や経営者同士のコミュニティ形成の機会を提供する。 提案書においては、塾の意義や実効性を高めるための内容、講師等について提案を行うこととする。

	なお、外部講師及び進行役は、県と協議の上で決定する。
対　　象	次のいずれかに該当する者 ・県内に本社を有する中小企業者で経営者歴が概ね 10 年未満の経営者 ・県内に本社を有する中小企業者で事業承継計画上の後継者 ・上記に類する者
募集予定人数	10～20 名程度
実施時期 及び回数	時期：業務委託期間内に６か月程度 回数：月に１回程度を目安に全６回程度
そ の 他	・塾は外部講師１名以上を招聘し、原則、対面開催とする。 ・受託者は、次の業務を含む企画・運営等を実施する。 ①応募申込みフォームの作成・受付・管理、募集に係る業務 ②会場の確保 ③講師・進行役の選定及び依頼 ④開催に関する各関係者との連絡調整 ⑤講義資料の作成・配布 ⑥塾の司会進行、運営、記録等 ⑦受講者アンケートの実施・集計・分析 なお、開催に必要な会場や機器については、参加者と調整の上で準備すること。 また、本イベントに係る会場費や外部講師等への謝金等の支払いは、受託者が実施すること。 ・本事業の周知に必要なチラシ等の作成や情報発信を実施する。 ・県ホームページや SNS を用いて、活動状況を情報発信する。 （掲載する情報の内容は、県と協議の上で決定する。） ・月１回程度の頻度で、県に対して情報共有を行う。報告に当たっては、レポート作成を行う。 ・受講料は、県と協議の上で決定する。 ・詳細は、県と受託者で協議の上で決定する。

(2)　アクセラレーションプログラムの企画・運営

区　分	内　容
業務内容	受託者は、成長志向の高い経営者を対象に、アイデア発掘から専門家や金融機関の助言や先輩経営者のメンタリング等によって、ビジネスプランをブラッシュアップし、事業化に向けた伴走型の支援を実施する。 提案書においては、アクセラレーションプログラムの意義や実効性を高めるための内容、講師等について提案を行うこととする。

	なお、外部講師及び進行役、並びに外部経営者は、県と協議の上で決定する。
対　　象	次に掲げる要件をすべて満たす者 ・県内に拠点を有する企業の経営者又は後継者 ・第二創業等による事業拡大又は事業再構築（業態転換を含む）をする意思があること
支援規模	５社程度
対象の選定	応募があった事業者について、県、本事業受託者、外部人材等による選定会議を実施の上、支援対象者を選定する。
実施時期 及び回数	時期：委託契約締結日から令和９年２月頃までの間に５か月程度 回数：月に２回程度（全体開催５回及び個別支援５回程度）
支援内容	次に掲げる事業化に向けた総合的な支援を行う。 ・アイデア発掘、課題の深掘り、情報整理や目標設定等の支援 ・ビジネスプランの策定から事業化に向けたブラッシュアップ ・ピッチイベントへの参加支援 ・外部経営者によるメンタリング支援
そ の 他	・支援対象者には、支援開始時に個別面談等を行い、各社の現状や事業課題を把握し、支援期間中に達成すべき目標とそのために必要な行動を定める。 ・受託者は、次の業務を含む企画・運営等を実施する。 ①応募申込みフォームの作成・受付・管理、募集に係る業務 ②会場の確保 ③講師・進行役並びに外部経営者の選定及び依頼 ④開催に関する各関係者との連絡調整 ⑤資料の作成・配布 ⑥プログラムの進行、運営、記録等 ⑦ピッチイベント参加に向けた支援 なお、開催に必要な会場や機器については、参加者と調整の上で準備すること。 また、本イベントに係る会場費や外部講師等への謝金等の支払いは、受託者が実施すること。 ・本事業の周知に必要なチラシ等の作成や情報発信を実施する。 ・県ホームページやSNSを用いて、活動状況を情報発信する。（掲載する情報の内容は、県と協議の上で決定する。） ・月１回程度の頻度で、県に対して情報共有を行う。報告に当たっては、レポート作成を行う。 ・受講料は、県と協議の上で決定する。 ・詳細は、県と受託者で協議の上で決定する。

(3)　ピッチイベントの企画・運営

区　分	内　容
業務内容	アクセラレーションプログラムの成果を発表するピッチイベントを開催し、外部投資家や支援機関等とのマッチングを支援する。 　また、支援の成果を広く発表し、本県における第二創業に取組む支援の機運醸成を図る。 　提案書においては、ピッチイベントの意義や実効性を高めるための内容、聴講者等について提案を行うこととする。 　なお、登壇者、進行役及び聴講者については、県と協議の上で決定する。
登壇対象	アクセラレーションプログラム修了者
登壇者数	５社程度を目安とするが、県と協議の上で決定する。
実施時期等	・令和９年２月から３月上旬までの間に１回開催する。 ・会場及び日時については、県から指定することがある。
開催方法	オフライン開催を前提とし、イベント当日にオフラインでの参加が困難な者に向けたアーカイブ動画の配信も行う。（動画配信に当たっての参加者の同意も得ること。）
そ の 他	・イベント当日の運営に必要な会場、人員及び機器等を用意する。 ・第二創業とのマッチングが促進されるよう、イベントの運営、フォローアップ等を行う。 ・第二創業と聴講者のマッチングが促進されるよう、交流会（名刺交換会）を開催することが望ましい。 ・ピッチイベントは、聴講者に対して登壇者がプレゼンテーションを行う方式とする。 ・受託者は、次の業務を含む企画・運営等を実施する。 ①参加申込みフォームの作成・受付・管理 ②会場の確保（聴講者 100 名程度） ③進行役の選定及び依頼 ④開催に関する各関係者との連絡調整 ⑤資料の作成・配布 ⑥当日の進行、運営、記録（写真・動画含む）等 なお、本イベントに係る会場費等の支払いは、受託者が実施すること。 ・web サイトやチラシ等を作成し、イベント開催の周知に努めること。 ・詳細は、県と受託者で協議の上で決定する。

(4) その他事業実施に係る業務

対面での打合せ回数は、業務着手時、業務中間時、成果品納入時の各１回、計３回を予定する。業務中間時に、重要事項や内容等に疑義が生じた生じた場合、適宜オンライン又は対面による打合せを追加し、担当職員と協議する。

なお、対面での打合せの場所は、原則、静岡県庁内会議室（静岡市葵区追手町９－６）とする。

６　実績報告等

すべての委託業務終了後、期限までに事業実績に係る実績報告書（様式は別途定める。）を提出すること。

併せて、本委託業務のために制作した成果物を提出すること。提出方法及び様式は県と協議の上、定めるものとする。

(1) 実績報告書記載事項

ア　上記業務内容の実施内容・成果

イ　その他、静岡県が示したもの

(2) 成果物

ア　次世代経営者塾に使用した資料

イ　次世代経営者塾の記録写真

ウ　アクセラレーションプログラムに使用した資料

エ　アクセラレーションプログラムの記録写真

オ　ピッチイベント当日に使用した資料

カ　ピッチイベント当日の記録写真・動画

(3) 納入場所及び納入期限

納入場所：静岡県経済産業部商工業局経営支援課

納入期限：令和９年３月 31 日（水）

(4) 業務委託費の支払方法

原則として委託業務完了検査合格後、請求書の提出に基づき、県は委託費を受託者に支払うものとする。ただし、受託者から支払条件についての協議がある場合は、県はこれに応じる。

(5) その他事項

ア　受託者が本事業の実施にあたり作成した成果品の著作権は、県に帰属する。

イ　本事業の実施にあたり使用する知的財産に関しては、受託者において必ず権利者の承諾を得る等の処理を行うこと。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任において解決（解決に要する一切の費用負担を含む。）すること。

ウ　本事業を実施する上で、懇親会等を開催する場合、食糧費等は受益者負担とすること。

７　業務実施体制等

受託者は、業務の円滑化のため、業務管理を行う責任者や業務従事者の役割分担等を定め、県に報告するとともに、常にこの体制が機能するよう努めること。

８　リスク管理

受託者は次に掲げるような業務上のリスク（以下「リスク」という。）を想定し、リスクの発生を抑制するための対策、体制を講じなければならない。また、仮にリスクが顕在化し、具体的な危機が発生した場合の対処方法を事前に定めておくこと。

① 書類の誤発送やＥメールの誤送信等による個人情報の漏えい
② 書類の不適切管理による紛失
③ 機器の操作誤り等による電子データの棄損や処理誤り
④ その他、上記に類似するリスク

９ 再委託等の制限

受託者は契約の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、県の承認を得ることとし、再委託を行う前に、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出すること。

10 秘密保持

(1) 秘密の保持

受託者は、委託業務で知り得た個人情報及び中小企業等の秘密を他に漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

受託事業者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、静岡県個人情報保護条例（平成 14 年 10 月 25 日静岡県条例第 58 号)、関係法令及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11 その他

(1) 本事業で知り得た秘密や資料を県の了解なく公表又は使用しないこと。
(2) 受託者は本事業の期間において、県との間で随時打合せを行った上で業務を実施するものとする。また、県は本事業の実施のために必要な協力をする。
(3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、その都度、県及び関係者と協議の上で決定する。ただし、定めのない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本事業に含まれるものとする。
(4) 受託者は、事業完了後５年間、本事業に係る会計帳簿及び証拠書類を、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。
(5) 受託者は、契約締結後速やかに、事業者等を守り育てる静岡県公契約条例に基づく「労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書」を県に提出すること（業務の一部を再委託する場合は、再委託先から同誓約書を提出させ、その写しを県へ提出すること。)。

12 問合せ先

静岡県経済産業部商工業局経営支援課経営革新班
〒420-8601　静岡市葵区追手町９－６
電話：054-221-2526　（土・日・祝を除く、午前８時 45 分から午後５時 30 分まで）
電子メール：keieishien@pref.shizuoka.lg.jp